

平成18年 第12回  
教育委員会定例会会議録

平成18年12月20日(水)

港区教育委員会

# 港区教育委員会会議録

第2229号

平成18年第12回定例会

日 時 平成18年12月20日(水) 午後3時5分 開会  
場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	五味原 康
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	澤 孝一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐

「欠席委員」	委 員	横 矢 真 理
--------	-----	---------

「説明のため出席した事務局職員」	参事(庶務課長事務取扱)	小 池 眞喜夫
	教育政策担当課長	堀 二三雄
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	宮 内 光 雄
	指 導 室 長	藤 井 千恵子

「書 記」	庶務課庶務係長	阿 部 祥 子
	庶務課庶務係主事	荒 川 正 行

## 「議題等」

- 第1 会議録の承認 平成18年第8回定例会(平成18年8月8日)会議録  
平成18年第9回定例会(平成18年9月12日)会議録  
平成18年第8回臨時会(平成18年9月26日)会議録

## 第2 教育長報告事項

- 1 平成18年第4回港区議会定例会について
- 2 学校選択希望制集計結果について
- 3 平成19年度港区立幼稚園園児募集結果について
- 4 箱根ニコニコ高原学園調理業務外の委託について
- 5 港区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 6 テンプル大学ジャパン図書館の協力貸出について
- 7 生涯学習推進課11月事業実績と12月事業予定について

- 8 図書館・郷土資料館の11月行事実績と12月行事予定について
- 9 指導室指導室12月行事予定について
- 10 その他

### 第3 協議事項

- 1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて
  - (1) 学校教育の環境整備について
  - (2) 社会教育の施策について

### 第4 審議事項

- 1 議案第30号 港区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- 2 議案第31号 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 3 議案第32号 港区幼稚園教育職員勤務評定規程の一部を改正する規程
- 4 議案第33号 学校職員服務取扱規程の一部を改正する規程
- 5 議案第34号 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程
- 6 議案第35号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則
- 7 議案第36号 港区立スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則
- 8 議案第37号 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則

五味原委員長 皆さんこんにちは。

今日は一つ予定がございますので、午後ということでお集まりいただきました。

「開 会」

ただいまから、平成18年第12回港区教育委員会定例会を開催いたします。

なお、次長は本日所用のため、間に合えば、後ほど委員会に出てくる予定になっております。

それでは、よろしく願いいたします。

(午後3時5分)

「会議録署名委員」

五味原委員長 本日の署名委員は、高橋委員にお願いします。

## 第1 会議録の承認

五味原委員長 日程に入らせていただきます。

日程第1、会議録の承認。

平成18年8月8日開催の第8回定例会第2223号、平成18年9月12日開催の第9回定例会第2224号及び平成18年9月26日開催の第8回臨時会第2225号について、承認ということによろしゅうございますか。

(異議なし)

五味原委員長 ありがとうございます。それでは承認されました。

## 第2 教育長報告事項

### 1 平成18年第4回港区議会定例会について

五味原委員長 日程第2、教育長報告事項。

1、平成18年第4回港区議会定例会について、参事、お願いします。

参事(庶務課長事務取扱) それでは、お手元の資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。

去る11月30日から12月8日まで平成18年第4回定例会が開催されました。

冒頭11月30日と12月1日の2日間にわたって行われました、代表質問及び一般質問の教育関係のものについて、ご報告したいと思います。

全部で9の方が質問に立たれました。この中ではいじめ問題についてのご質問がお三人から、星野議員の2番目の質問、杉本とよひろ議員の質問、それから阿部浩子議員の質問という形でございました。

この中での一つ代表例ということで星野議員ですけれども、いじめ問題への教育委員会なり教育長の姿勢あるいは取り組みはどうなっているのかという内容のものでございますけれども、これにつきましては、いじめは絶対に許されることではないということで、いじめを生まない教育を推進するために、学校、保護者、地域が一体となって取り組んで、未然防止、早期発見、対応に努めて

まいりますということでお答えしてございます。

具体的にどういう取り組みをしているのかということ、これは杉本議員からもいただいておりますけれども、これまで区独自でスクールカウンセラーを小学校に毎週1回、あるいは幼稚園に月2回派遣している、そういった相談体制の充実を図っているということ。それから心のケアが必要な児童・生徒のためのサポート会議等を開催、あるいはスクールカウンセラー、養護教諭などが連携して、きめ細やかな対応を行っているということ。

また、いじめ相談カードを作成して活用を図るということ、リーフレット等も発行して、地域や保護者に配布して、いじめ解決についての啓発、そうした取り組みを進めてまいりますとお答えしております。

では最初に戻りまして、まず森野議員でございますけれども、新郷土資料館の検討状況はどうなっているかというご質問でございました。

星野議員でございますけれども、災害に備えた安全なまちづくりということで学校施設の災害時の利用ということです。学校の給食設備等をいざというときに使えるようにしておけばどうかということですが、これについては、技術面からの実現性も含めて、防災担当の関係部署とも十分協議検討してまいりますというお答えをしております。

3番目、30人学級の実施について。これは30人学級に踏み切るべきであると。当面の対策として、今年度小1に配置した講師を全学年に拡大するべきであるというご質問でございます。

4番目の区立学校に在籍する児童・生徒への保護者への支援強化ですけれども、例えば入学準備補助制度とか、学校給食の無料化とか、それから修学旅行費への補助をやったらどうかということでございます。

5番目として、学校選択希望制の見直し及び学校施設の改善等についてというご質問がございました。

樋渡紀和子議員でございます。幼児教育についてということで、私立幼稚園との関係についてという質問ですが、この趣旨は、芝浦アイランドの新しい施設を例にとり、新規プロジェクトには、私立幼稚園の経営者であれば、必ず敏感に反応するのは当然のことだと、事前に説明をしたのか、あるいは公立・私立が互いに補完し合って、共存共栄が図られるような関係を結ぶべきと考えるけれどもどうかということで、そういうお尋ねでございました。答弁としては、幼児教育を私立幼稚園と港区と共に担っていくという方針で、補助金の増額、あるいは公立幼稚園の定員などについて、私立幼稚園の連絡会など、さまざまな機会をとらえて協議をしております。今後も共存共栄の視点、あるいは過去の経緯も含めて話し合いを進める中で、幼児教育の充実に向けて取り組んでまいりますというお答えをしております。

湯原信一議員の高齢者等と子どもとの交流についてという質問です。この趣旨は、これから団塊の世代が退職して地域に帰っていくということで、その団塊の世代も含めて、教育の現場で高齢者等の知識とか経験を学校現場に生かす取り組み、仕組みづくりを進めるべきであるというご質問でございました。

阿部議員を飛ばしまして、北村利明議員です。芝浦・港南地域の人口増に見合った諸施策につい

てということで、学校等のグラウンドの芝生化を進めるべきだというご質問でした。それから2番目は、東京都港湾局管理地の移管によるスポーツ施設等の整備についてということでした。この趣旨は、品川北ふ頭公園など、都から移管を受けて早く活用できるようにするべきである。協議はどこまで進んでいるのかという趣旨のご質問でした。答弁として、品川北ふ頭公園は、現在港湾局から防球フェンスなどの設置許可を受けて少年団体等に開放しております。同時に、芝浦南ふ頭公園など港湾局の管理地についても、まちづくり部門と連携して、区で管理運営できるように東京都に働きかけております。現在のところ具体的な回答は得ておりませんが、引き続き協議を続けてまいりますというお答えをしております。

最後に秋元議員でございますけれども、学校給食の質と安全・安心についてということですが、一つは、子どもの体質や健康に配慮したメニューについてということですが、内容は、アレルギー疾患の子どもたちにどのような配慮をしているかというご質問です。これに対する答弁としては、そういう対応策として、除去食、アレルギーのもとになるものを除去する、あるいは代替食、そうしたものが対応としてある。アレルギー反応に起こさせる物質は多種にわたっているということですがなかなか難しい場合もありますけれども、各学校では可能な限り対応をしております。今後も保護者の方に事前に献立を明示して、ご協力をいただきながら、子どもたちの健康に配慮した給食の提供に努めてまいりますというお答えをしております。

2番目の安全・安心な食材の提供拡大についてということですが、内容は、安全・安心な食材をどれぐらいの割合にするのかということについて、数値目標みたいなものを設定して、いつまでに対応するのかということのご質問でした。これについては、現在、減農薬、減化学肥料の野菜と、それからお米を教育委員会が購入して、学校へ配布しております。主な食材である米、じゃがいも、たまねぎ、にんじんについては、当面平成20年度までに2割を目標に使用量の拡充を図ってまいります。今後は各校と相談しながら、学校で購入する分も含めた、減農薬、減化学肥料の食材の使用量についても、目標の数値化を検討してまいりますというお答えをしております。

簡単ですが、以上でございます。

五味原委員長 ただいまの報告については、いかがでございますか。

小島委員 樋渡議員の私立幼稚園との関係についてですが、質問の前提としては、私立幼稚園側を不当に圧迫しないようにとのことですか。

参事(庶務課長事務取扱) 恐らく、そういう新しいプロジェクトについては経営者であれば敏感に反応するというのは当然のことでしょうということですが述べられておりますので、そういった前提でのご質問、説明を十分、事前にしたのかというようなことからすると、そういう前提かとも思っています。

小島委員 議会の質問と答弁ということなのですが、それ以外に議員の方々いろいろな問題点、こういう問題点がありますよという、意見交換といたらいいのか、何かそういう事務局と議員との場はあるのでしょうか。

教育政策担当課長 区議会議員とのそういった情報交換の場としては、正式には常任委員会がございますので、そういった機会をとらえて、私ども、質問も受けておりますので、そういう折には

丁寧に説明はしてきているつもりです。

小島委員 事務局と私立幼稚園側とでいろいろな話し合いが続いているわけですが、そこから辺の話の中身や流れだとか、事務局はこう考えている、それに対して私立幼稚園側はこう考えているというような、重要な問題点について、議員の方々に理解してもらうような場はあるのですか。

参事(庶務課長事務取扱) 今、教育政策担当課長からお話しましたとおり、公式の場というのは特にはないです。例えば保護者補助金の請願が出たとき、私どもが各会派を回っているという説明をする中で、教育委員会はこういうふうを考えている。これに対して私立幼稚園側はこういう形での対応をしている。何回も協議の場を設定してやり取りしているのだけれども、なかなか理解が得られないということについては、折にふれて、議員さんと意見交換、あるいはそこで議員さんの理解を求めるといふことも含めてやっているつもりではございます。

五味原委員長 先日のアンケートについては、議員さんには配布したのですよね。

教育政策担当課長 常任委員会で配布しまして、報告いたしました。

五味原委員長 報告したのですね。

ほかにはございますか。

澤委員 北村議員の芝浦・港南地区の人口増に見合った諸施策について。当然(1)はこれに関連して、特に学校等グラウンドの芝生化ということを強調された質問なのですか。

参事(庶務課長事務取扱) 教育委員会の関係については、港南小学校も改築を予定されている。既に港南中学校は芝生化がされているということです。今後、敷地を一帯に見て再編するという形でご報告しておりますので、そのことを踏まえて、新しくなっても芝生化を進めてほしいと。

澤委員 そういう機会に芝生化もやってもらいたい、ということなのですか。

五味原委員長 ほかにございますか。よろしゅうございますか。

## 2 学校選択希望制集計結果について

五味原委員長 それでは次に移らせていただきます。

### 2、学校選択希望制集計結果について、学務課長、お願いします。

学務課長 資料ナンバー2をご覧くださいと思います。来年の入学、平成19年度4月の入学にそれぞれの学校選択希望制の集計結果でございます。上段が小学校で、下段が中学校になっていきます。

今年度の結果でございますが、(a)の欄が各小学校別の通学区域内の入学予定者数でございます。(b)の欄が通学区域外からの希望者数、合計で(a)+(b)ということで数字が出ております。その横が受け入れ上限数ですので、これが各学校に設定された受け入れ上限数ということになっております。

ご覧いただきますと、赤羽が今現在85名応募がありますので、これは抽選を行っております。あと白金が131名ということで抽選を行っております。この2校は抽選を行っております。

あと本村と筈、赤坂につきましても、受け入れ上限数は超えておりますけれども、大体この地域の特性としまして、私立小学校に行かれる方が多い地域ですので、抽選をせずにしばらく様子を見

ているところでございます。

続きまして、中学校でございます。表の見方は同じでございます。抽選になりました学校は、高松と六本木でございます。その中学校のいずれの抽選も一応繰り上げ、登録順位の順番づけの抽選ということになっております。中学校の場合は、2月の私立受験がございますので、そこを見ないとどのくらい実際受け入れられるかというのはわからないところもございますので、学区域外からの方の抽選は順番待ちの番号といいますか、そういった登録順位の発行というような形になっております。

また、小学校の赤羽と白金も、今後3月くらいまで学区域内の転入が割とある地域でございますので、そういったことから、兄弟以外の方につきましては、登録の順位、空きがあれば、余裕があれば入ることができるという形の順位づけの抽選を行っております。

なお、小学校につきましては、兄弟枠がございまして、赤羽、白金につきましても学区域外からの希望者の中で13名、兄弟枠でおられまして、その方たちは既に入學という形で決定しております。

こういった応募結果を踏まえまして、現在芝小学校、赤羽小学校、白金小学校、青南小学校につきましては、もう既に学区域外からの受け入れを停止しております。

以上でございます。

五味原委員長 ただいまの報告については、いかがでございますか。

澤委員 ちょっと不勉強で昨年度の数値が頭がないのですけれども、昨年度あるいは過去から比べて目新しいことというのは何かありますか。芝小学校と青山中学校は、芝小学校の場合では今年度から結構多くなってきたのですけれども、そういうのが定着しつつあるというような傾向はありますか。

学務課長 芝小学校につきましては、大変大きな変化が今年はありません、昨年は学区域内からの入学者の予定者数が22名、学区域外からが36名、合わせて58名だったのが、本年度は学区域内からの入学者数が若干ふえて35、学区域外からも一定数ありまして39名、合わせて74名という形になっております。

中学校の方は、青山中学校が確かに昨年合計で81名だったのですね。昨年は学区域内から64名、学区域外から17名ということだったので、今年は両方とも数字が伸びていますが、中学校の方はやはり私立受験がありますので。

澤委員 大体この数値の半分ぐらいですね。

学務課長 そうですね、半分ぐらいになるかと思えます。

五味原委員長 しかし、よくふえておりますね。

澤委員 そうですね。

学務課長 全体数としましては、今年中学校の場合、合計で1,968名いますが、去年は1,046名ですので、全体としてもふえています。小学校の場合は、今年1,282名ですが、去年は1,254名、若干ふえています。

五味原委員長 青山小学校の去年はいかがですか。



学務課長 青山小学校、昨年は学区域内から26名、学区域外から4名でございました。今年は学区域内からだけになります。

小島委員 東町小学校は、去年に落ちたのですが、去年は何名でしたか。

学務課長 去年は学区域内が10名、学区域外が3名で13名。

小島委員 若干盛り返してきているということですか。

澤委員 特に芝小学校の場合は、地元の人がかかりきています。以前は、半分以上が外に行っていたのですよね。それが外部の人がいっぱい来た結果として、地元の人も改めて地元の小学校を見直して、なかなか興味深い現象が起こっている。

教育長 あそこ、カテリーナ三田、今やっているところ、大きなマンションがありますけれども、高級マンションです。そこから今入居予定者という人が芝の方に入れなのかという問い合わせがあるので、この人数よりもふえる可能性があることを非常に心配している。これで2学級ですから。そうすると教室の問題等出てきますので、非常にそれが今心配です。

五味原委員長 ほかにございますか。

教育長 御田小学校、去年と今年をちょっと比較してみてください。

学務課長 御田小学校は、昨年は学区域内が37名、学区域外からは6名ですね。今年はどちらもふえています。こちらはかなり校長先生が頑張らなくてはというのは、

教育長 何とか2学級にできそうですね。

五味原委員長 全体に各学校、頑張っているというのは変な言い方かもしれませんが、それなりにやはり特色ある学校というか、何かしらそういうひとつ見る目ができてきた、目玉ができてきたということなのでしょうね。

小島委員 小学校も中学校も現時点で全体としてふえているのですから、全体として、今、若干児童数は若干減っているのでしょうか。

教育長 ふえています。

小島委員 ふえているのですか。

教育長 人口増に伴いましてね。

澤委員 中学校の場合には、最終的に落ち着いた数値で去年よりもふえているといいですね。

五味原委員長 赤坂中学校が51名ですね。

小島委員 朝日中学校も49名ですから。

五味原委員長 それではこの件はよろしゅうございますか。

### 3 平成19年度港区立幼稚園園児募集結果について

五味原委員長 それでは、次に移らせていただきます。

#### 3、平成19年度港区立幼稚園園児募集結果について、学務課長、お願いします。

学務課長 では資料ナンバー3をご覧いただきたいと思います。これは平成19年度4月入園の幼稚園一斉募集の結果でございます。

ご覧のとおりと言っては何ですが、毎年のごときはございました中之町幼稚園3歳児、今年がか

なり倍率が上がりまして、47名という形になっております。抽選の結果15名という形です。4歳児の部分は今年定員を10名にふやしました。その結果8名という形で応募がありまして、皆さん、入ることができます。それとあと、にじのはしの定員を4名減らしたのですが、台場地区は人口全体はふえているのですが、応募の方は若干少なめという形で出ておりまして、定員内におさまったという状況にあるのです。

小島委員 にじのはしのこの結果を見て少し驚いています。定員40ではギリギリで大変なのではと思って、当教育委員会でも意見を述べましたが、この22名という結果はで何なのでしょうかね。

五味原委員長 この幼児数は何人ぐらいいるのですか、にじのはしには。

学務課長 手元にちょっと持ってきていないので。

小島委員 おおよそで結構ですが。去年も44かそのぐらいでしたよね。危うくセーフで、全員入ることができたという結果だったのですけれども。

学務課長 幼児人口自体がふえているのはあります。

五味原委員長 やはり私立に行かれています方が多いということでしょうね。それだけのサービスをやっているということになるのではないですか。

学務課長 港陽地区の入園を控えているということで、3歳児の人口でいけば60名いらっしゃる形になっています。

教育長 その60名というのが、前後の年齢層に比べて若干低いのですね。

学務課長 低いのは低いです。2歳児が74名の4歳児が78名です。

小島委員 全然違うのですね。

学務課長 この人数が、4月1日時点の人数ですので、また若干ふえてはいると思います。8月にマンションが完成していますので、多少人数が変わっているかと思いますが、傾向的なところはこの形だと思います。

小島委員 いずれにしてもにじのはしで入りたくても入ることができない子が出たのでは気の毒と思って、頑張っている発言してきたのですが、この結果を見て、そういう心配が全くなかったんでよかったということになるのですかね。

五味原委員長 何と言っても問題点というか、理解をいただかなくてはいけないのは、この中之町の3歳児の47名という応募者ですね。この辺に関して、いかように皆さんにご理解いただいて、早く3年保育をスタートするかの問題だと思います。

小島委員 先ほどの公・私立云々で、議会でもご理解いただきたいところですね。

澤委員 今のお話の中之町の3歳児、応募者47名。実際に入れるのは15名ですから、その差32名の方は、結局私立に行くか、待機。270名からもう確実に32名は減るということになってしまって、せっかく区立幼稚園を指向していただいているのに、270の数字の数字に対して、1割強が入ることができない。これは大きな問題ですよ。

五味原委員長 私立側がこの辺をいかように理解してくださっているかという問題ですよ。

教育長 今、教育政策担当学務課が、私立幼稚園側といろいろお話し合いをしているのですけれ

ども、私立幼稚園側の代表の方々からも、幼児教育振興プログラムについての発言がよくあります。そこでは私立・公立に限らない。幼児教育をしっかりと行っていくために、行政機関がしっかりと計画を立てながら、幼児教育の振興に当たるということが書かれています。

その中身は、3年保育を求める全ての人たちに、求める人たちには全てそれを行う必要があるというような一文もあるのです。したがって、その交渉をする中で、やっぱりそういうことをしっかりと共通認識にしながら進める必要がある。

今般、教育基本法の改正案が可決されましたけれども、あの中に初めて幼児期の教育という項目が新たに挿入されました。そこにも同様のことがあって、幼児教育をしっかりと振興しなければならないということが書かれておりますし、そういったことも含めて、私立幼稚園側としっかりと詰める必要があるということだと思います。

五味原委員長 いずれにしろ、私どもが出している計画を実行できるだろうと。早くお互い折り合いがつかないと、これは大変なことになると思います。ひとつよろしくお願いします。

小島委員 今、澤委員の方から若干待機児童がでるのではないかというようなことですが、その待機児童の中に、例えば経済的に待機児童にならざるを得ないというようなご家庭がもしあるのであれば、これはやはり教育委員会として、行政として責任を持って解決してあげないと、やはり今幼稚園教育は準義務教育と言われている時代になっているのですから、そこはしっかりとやらなければという気がします。

澤委員 それから一つ。もう委員長が言われているから、だめ押しみたいな話ですけども。私はたまたま地元が赤坂ですけども、今回の応募についても、上にもう1人行って、何とかその3歳児を同じ中之町幼稚園に入れさせたいと。それで、幼稚園側がすっぱく順番は関係ありませんよと言っているにもかかわらず、抽選時間の何時間も前から並んでいる。だからそういう状況を放置しているということは、教育委員会としては、言ってみれば怠慢というような声が起こってもおかしくない。そういうことをやはり私立側にもきちんと理解してもらおうような努力をしなくてはいけない。

小島委員 いや、努力はもういっぱいしているのですよ。

澤委員 もちろん。これは余談です。

五味原委員長 よろしゅうございますか。

#### 4 箱根ニコニコ高原学園調理業務外の委託について

五味原委員長 次に移らせていただきます。

4、箱根ニコニコ高原学園調理業務外の委託について、学務課長、お願いします。

学務課長 資料ナンバー4をご覧くださいと思います。

箱根ニコニコ高原学園調理業務等の委託についてでございます。

このニコニコ高原学園は、小学校の移動教室と夏季学園の場として利用している所でございます。また、学校の利用の間というか、学校の利用がない期間につきましては、社会教育団体等の一定の方々の活動の場としても利用されている所でございます。

そのニコニコ高原学園の給食と、今やっています用務の業務の一部を委託していこうというふうに考えております。

現在、箱根の高原学園の方には、事務職 1、用務職 1、調理職 4 という形で正規職員が配置されております。そのうち、用務職の職員と調理職の職員の業務について委託を行っていこうというものでございます。

2 としまして、委託内容についてでございます。

まず給食調理の業務の委託でございますが、委託の対象となるのは献立の作成。これは移動教室・夏季学園、いわゆる学校の子どもたちの行事を除く部分の献立作成です。あとは食材の購入、調理作業、配食、食器具の洗浄、給食設備等の清掃及び点検、ゴミ・残菜の処理、これらに付随する業務という形で行ってまいります。

区立小学校の行事、移動教室・夏季学園にかかわる献立につきましては、学務課の栄養職の職員が作成しております。これにつきましては変更するところではございません。

また、食材の購入でございますが、普通の学校の給食の調理の委託の場合は、食材の購入はあくまでも区がやっているのですが、箱根という場所柄がございますので、この食材の購入に関しましては、ニコニコ高原学園に限っては委託の方をお願いして、食材の発注も行ってもらいたいと考えております。

それ以外につきましては、給食調理に関しまして、基本的には学校教育の一環としての活動の役割がございますので、学校給食と全く同じ考え方で対応を行っていきたいと思っております。

しかしながら、一般の利用の方々の食事につきましては、これまでも私どもが献立を立てるということはしてきておりません。その部分はまして民間の業者のノウハウを活用して、食事の提供をやっていただきたいと考えております。

(2) として、用務業務でございます。用務業務につきましては、従来から施設管理、清掃業務等は既に委託している部分がございますので、こちらの方に含めて実施していきたいと思っております。

委託開始の年月日は、来年の 4 月からということでございます。

委託後につきましては、現地に事務職員 1 名を配置します。これは係長級の職員でございますが、その職員を配置し、施設維持にかかる管理及び学校関係者等の連絡・調整を行わせたいと考えております。

以上でございます。

五味原委員長 ただいまの報告については、いかがでございますか。

澤委員 数字的なことを教えていただきたいんですけども。そうすると委託後の職員体制は 1 名ということになるのですけれども、現状は何名ですか。

学務課長 現状は、事務職 1 の用務が 1 の調理が 4。合計で 6 名です。

澤委員 それで給食は中学を初めとして、かなり多くが委託で現在進んでいますけれども、そのときに質が落ちないようにということで、中学校とか地元で P T A もいて、監視の目が行き届いています。しかし、ニコニコ学園はみんなお客様で、その質の管理というのは、何かうまくやらな

いと低下してもこんなものかという方向でみんな我慢してしまうというような危険性がある。そのあたりはどうですか？

学務課長 そういうことが起こらないようにということもありまして、事務職1名を配置するというのがあります。

また給食に関しましては、学校の先生たちが厳しく見て、実際に引率で来られる先生たちが来られて、いろいろ意見をいただいております。また、学校との間に箱根の運営委員会というものを組織しておりますので、今後はそういった中で改善点を出して、業者の方はきちんと指導してまいりたいと思います。

澤委員 多分東京の場合には結構競争も激しいのではないかと。ところが箱根は競争があるのか。地域の有力業者みたいのがあって、適当にあしらわれてしまう危険性があるかと思うのですが。

小島委員 会社の保養施設はいろいろあるので、意外と。

澤委員 結構あるんですね。そうですね。

学務課長 箱根もかなり宿泊施設自体が多い地域ですし、そういった区の施設、民間の保養所もいっぱいありますので、そういうところの経験のあるもの、あるいは学校給食の経験があるものの中から業者を選定していきたいというふうに考えております。

澤委員 ぜひとも学校の先生方に遠慮なく、どんどん学務課に文句を言ってくれと。よろしくお願いします。

小島委員 我々教育委員として、だいぶ前ですがニコニコ学園を見学させていただきましたが、その際食事もいただきました。なかなかおいしかったと思うのです。澤委員の言う質が落ちないよという点では私も、ぜひお願いしたいんですが、年間を通して、区の職員が、6、7名いるということは、やはりちょっと合理的ではないと感じましたので、こういう方向でやっていただくというのは非常にいいことなのではないかなと率直に思います。

委託はスムーズにいったのですか。

学務課長 来年4月からということで、今、職員の方ともそういったことを前提にして、それは異動という形になりますので話をしております、ご協力はいただいているところです。

五味原委員長 このニコニコ学園ですけれども、夏季の子どもたちが行く以外では、年間を通してどのぐらいの宿泊者がいるのですか。もしくは食事を提供しなければならない。

小島委員 冬場はあまりいなかったような気がします。

学務課長 平成17年度の実績になりますが、子どもたち以外というところでいきますと、社会教育団体ですね。この方たちが延べ人数で423名。教職員の研修もやっておりますので、そこで延べ人数で334名、合計で750ぐらいですかね。

五味原委員長 750ぐらいですか。

小島委員 それは年間ということですか。

学務課長 年間です。

五味原委員長 もちろんこの委託は年間の委託ですね。そうですね。委託業者にとっても、そろばん勘定ちょっといかようなものかというのが出てきますね。

学務課長 これに関しまして、ここの施設、いわゆる繁閑の差が激しいというのがございますので、委託に対しましては、学校が利用する4月から10月までの期間とそれ以外の期間と分けまして、4月から10月までは毎日、基本的には原則として毎日職員を置き、それ以外の期間につきましては、利用日、宿泊の利用がある場合とそれにかかる準備、利用する日ですよという形で、お願いをするようにしています。

澤委員 私も地元のスポーツクラブで毎年というか、場合によっては年に春、秋と利用しています。結構子どもたちの使用期間以外というのは結構競争が激しく、思うような土日とか、土日に集中してしまうのでなかなかとれない。そういう経験というか印象があるので、ぜひとも利用率を高めてほしい。土日が限られているから、これやむを得ないのしょうけれども。

学務課長 これまでは、正規職員だった関係で、どうしても勤務を割り振らなくてはいけないわけですね。お休みもとらせなくてはいけない。ですので、やはり土日に入れるというのがなかなか難しいという状況もあったのは事実です。そこを民間を活用することによって、そこは多少弾力的にはなるかと、期待しています。

澤委員 なるほど。利用率も若干は上がる方向になる。それはありがたいことですね。

学務課長 そういう方向に持っていこうと思っています。

五味原委員長 ほかにございませんか。

#### 5 港区文化財保護審議会委員の委嘱について

五味原委員長 では次に移らせていただきます。

#### 5、港区文化財保護審議会委員の委嘱について、図書文化財課長、お願いします。

図書・文化財課長 資料ナンバー5でございます。港区文化財保護審議会委員の任期が満了いたしました12月1日から平成20年11月30日まで、この2年間を現状の審議会メンバー、9名の方、全て再任でございますが、継続して任命をしたいということで、12月4日に教育長から委嘱状を交付させていただきました。

簡単ですが、以上でございます。

五味原委員長 ただいまの件については、何もございませんね。

#### 6 テンプル大学ジャパン図書館の協力貸出について

五味原委員長 それでは次に移らせていただきます。

#### 6、テンブル大学ジャパン図書館の協力貸出について、図書文化財課長、お願いします。

図書・文化財課長 資料ナンバー6でございます。

テンブル大学ジャパン図書館との協力貸出です。同大学とは本年5月に区と大学とで連携協力に関する基本協定書というものを結んでおります。その中の文化面の協力ということで、図書館とテンブル大学と協議を進めてまいりました。蔵書、いわゆる英語の本が主ですが、その英語の本をテンブル図書館から提供していただいて、区立の図書館の窓口で貸出をできるようにする事業でございます。

区の外国語の資料は約5,000冊でございますが、テンプルは5万冊でございますので、外国人等にとっては利用がしやすいかと考えてございます。

利用対象としては、図書館のカードを持っている人で、冊数は3冊まで、貸出期間は2週間と考えてございます。

利用者はテンプル大学のホームページで資料を検索して、確認した上でリクエストカードに記入して、区立図書館の窓口で申し込んでいただくという形で管理をしていくということでございます。

開始予定でございますが、来年2月1日を予定しております。

経費につきましては、事業開始に伴う特別な経費はかかりません。

それから周知方法でございますが、広報みなと、ミナトマンスリー、図書館のホームページ、ちらし等で周知を図ってまいりたいと考えております。

簡単でございますが、以上でございます。

五味原委員長 ただいまの報告については、いかがでございますか。

小島委員 なかなかグッドアイデアで良い制度をつくっていただいたと思うのです。私も以前、教育委員会で、図書館をこれ以上ふやすことも蔵書数を大巾にふやすことも経済的に大変なので、一定の場所に図書を置くセンターをつくって、利用したい人の申し込みを受けて、図書を各図書館等にグルグル回す案を提案しましたが、まさしくそれと同様ですよ。

センターをつくって、蔵書をふやして、グルグル回すということを検討いただければ非常にいいのではないかと。いずれにしても洋書がこれで5万冊ふえたのと同じ効果が出るのだから、本当によかったと思います。

五味原委員長 ほかにいかがでございますか。

図書・文化財課長 一挙に蔵書数をふやすということがなかなか施設整備面から困難なことは十分承知しておりまして、そういったことも視野に入れて検討はしていきたいと考えてございます。

小島委員 ぜひお願いします。

教育長 これが周知されると、外国の方が各図書館、港区の区立図書館に足をたくさん運んでくれるようになると思うのです。ここで問題になってくるのが、そうしたときに各図書館が、例えば英語しかわからないような方々に対して、きちんとカンファレンスする、そういったことの体制づくりが大事になってくるということを感じてやらなくてはいけないのではないかと。それから表示の方法もそうです。きっと、そうか、こんなに借りられるのかと。いったら、テンプル大学ジャパンに行くわけではないのですから、各図書館に行くわけですから、ではそこでのお知らせ、そういったものもルールなんかを掲示するのもしっかりと対応する必要があるので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

五味原委員長 この事業は、区内の図書館が持っているものもテンプルで借りることができるという方向ではないのです。

図書・文化財課長 学生が借りることができるかというご質問かと思ひますが、それはテンプル大学の方でそこまではやりきれないということがございました。片肺飛行と申しますか、区の方としては、いいところだけをいただいているということでございます。

小島委員 学生さんが直接区の各図書館に行っている利用はあることですね。

五味原委員長 これはテンブルさんとほかにも何か事業で提携しているものはあるのですか。

指導室長 この夏には子どものサマースクールというようなことも実施して、来年度からさらに後押しをして実施することも考えております。

教育長 教員研修も、英語の研修もやっています。

五味原委員長 勉強不足で申しわけございません。

ほかによろしゅうございますか。

7 生涯学習推進課 11月事業実績と12月事業予定について

五味原委員長 それでは次に移らせていただきます。

7、生涯学習推進課 11月事業実績と12月事業予定について、生涯学習推進課長、お願いします。

生涯学習推進課長 資料ナンバー7番をご覧ください。こちらは平成18年度参加児童数ということで、放課後児童育成事業でございますが、11月について、大体10月と同じような形で進んできております。ひがしまち、あざぶ、みたもだんだん軌道に乗ってきたのかという印象を持ってございます。

続きまして、2ページ目でございます。こちら11月生涯学習推進課事業実績表でございます。こちら11月26日、総合型地域スポーツクラブ啓発セミナーということで、六本木中学校でセミナーを催しましたところ、57名の参加をいただきました。順天堂大学の野川先生のお話を聞いていただきました。配布資料を中心にこれから総合型の地域スポーツクラブを進めていこうというような形で、皆さん、その場にいた方の知識、それから今後の展開を含めて、皆さんに周知したという形になろうかと思えます。

それから、下の表でございますが、12月生涯学習推進課事業としては、以上のようなスポーツ教室が予定されてございます。

続きまして、3ページの表でございます。平成18年度スポーツセンターの利用集計表でございます。こちらにつきましても、同様な形で進んできてございます。昨年11月期と比べましても3.5%ぐらいふえております。全体の、11月の現在でも累計的に5%以上ふえているということでございます。

続きまして、最後の表でございます。4ページ目でございます。11月、フットサル、芝公園多目的運動場、アクアフィールド芝公園でございます。こちらがオープンになった関係かと思われませんが、芝浦中央公園運動場のフットサル場が若干影響を受けているということをちょっと分析しております。

こちらの集計表については、以上でございます。

五味原委員長 ただいまの報告について、いかがでございますか。

8 図書館・郷土資料館の11月行事実績と12月行事予定について

五味原委員長 ないようでございますので、次に移らせていただきます。



8、図書館・郷土資料館の11月行事実績と12月行事予定について、図書・文化財課長、お願いします。

図書・文化財課長 資料ナンバー8でございます。図書館行事実績表ということで、11月分を1ページと2ページに記載してございます。それから3ページが12月の予定でございます。

4ページ、図書館の利用集計表、3カ月分が記載してございます。それから予約の実績表、さらに収蔵資料の推移ということです。5ページに、郷土資料館の11月の実績。資料館講座、浮世絵の特別展がございましたので、それに類する資料館の参加人数等が記載のとおりでございます。

6ページでございますが、郷土資料館の12月の予定ということで、先ほども報告いたしました。文化財保護審議会を12月4日に開催いたしました。

郷土資料館の12月の展示でございますが、先般、指定をしていただきました、平成18年度の港区指定文化財につきまして、16日土曜日から、来年1月まで1カ月間、開催いたします。出展の文化財は記載の3点でございます。

8ページでございますが、テーマ展ということで、平成17年度の新収蔵資料の展示もいたします。これも同じ期間、12月16日から、これは長くなりますが、4月18日までということで展示してございます。

それから、郷土資料館の臨時休館でございますが、1月15日に三田図書館を含めた施設の保守作業がございまして、郷土資料館の臨時休館をいたします。利用者への周知方法は、広報みなと、ホームページ、館内ポスターで周知をしてみたいと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

五味原委員長 ただいまの報告については、いかがでございますか。

#### 9 指導室指導室12月行事予定について

五味原委員長 それでは次に移らせていただきます。

9、指導室12月事業予定について、指導室長、お願いします。

指導室長 12月の指導室の事業をお示ししております。12日にはふれあいトークということで、教育委員の先生方にもご足労いただきました。そこでいじめについてのふれあいトークを行い、子どもたちの各分科会からの話をまとめ、最後には「みんな仲間だ。お互いの考えを認め合い、心と心をつなげよう」という、港子ども宣言を作成いたしました。併せまして、港学校生活・学習ルールというものをつくっていかうということで、当日出された子どもたちの意見をもとに、例えばあいさつをしようとか、しっかりと学習に向かおうというようなことを今まとめており、各学校にお示していきます。

学校からもまたこの案についてはご検討いただいて、最終的には1月ぐらいには、このものを港区子ども宣言と、港子ども学校生活・学習ルールというようなものをつくって示していきたいと考えております。以上です。

五味原委員長 何かございますか。

小島委員 ふれあいトークですが、4分科会から8グループに分かれて、各分科会とも非常に熱

心に、子どもたちからもいろいろ良いアイデアが出ていて、非常によかったですね。

その中で一つ大人が反省しなくてはいけないのは、私の出た分科会では、先生に相談して必ずしもよい事態の解決にならない場合があると、そういう趣旨のことを発言した子がいたことです。やはりタイミングとか、大人の位置関係とか、保護者なり先生なりに相談するにもそういう点をよく見てからでないと相談できないということ子どもが言うのです。なるほどよく見ているなど。

逆に言うと、大人が子どもに信頼されていない部分もあるのかという気がしたので、やはり我々大人も初心に戻って、子どもに相談を受けたら、誠心誠意信頼を持って答えてあげないといけないと感じました。

それから、事前に学校でどんな教育、勉強をしてこられたか、この結果をまた学校に戻ってどういうふうにフィードバックできるのか、できたのか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいのですが。

指導室長 今、最初のお話については、やはり教員は、大人はということになるのですが、一人一人の子どもと本当に真剣に、いかにしっかり向き合うかということ、これはいろいろなところで言い続けているのですが、これは常に肝に銘じていかなければならないと心していきたいと確かに思っております。

それから事前につきましては、余り準備を今回はしてこなくていいというふうにお話をしています。ただ中には、小学校でしたけれども、若干いじめみたいなことがあったのでこれは言いたいということで、作文を用意したお子さんもいらしたようですが、おおむねほかのところはとりわけやっています。ただし、生徒会で学校によっては、こういう言葉は絶対言わないようにしようという取り組みを、既に取り組んでいた学校もありました。そうした生徒会の取り組みなどは、子どもたちから発言の中に出てまいりましたので、日頃の取り組みのご紹介ということが多かったと思います。あとは自分自身の経験に基づいたお話でした。

また、このことについては、ぜひ各学校でというお話をしましたところ、早速翌週の月曜日の朝会のときに、代表の子どもが全校の前に立って、こういう話をしてきたという報告を各学校でやったという報告を受けております。

こちらでは、こういうまとめたものをホームページに載せる、各学校に配って、さらに詰めていただくという働きかけをしたいと思っております。

小島委員 やはり子どもたちが生の声で自分たちの考えていることをお互い討論するという、そういう過程で、いろいろな問題が浮き彫りに出てきたような気がします。その内容を本当に学校全体に広げて、各学校、各クラスでまた同じようなことが行われれば、いじめの防止にも役に立つのではないかという気がしました。

指導室長 ちょっとつけ加えます。ある中学校では全体で話した後、学級に戻って、この問題について記録みたいなものを書いて、それをまた話し合ったという報告も受けております。またそういう取り組みについて、こんなことができるということもこちらから各学校にご紹介するということも必要かなと思って、承っております。

五味原委員長 あの会では、個々の分科会に記録担当がいましたよね。記録した物というのは何か整理されているのですか。

指導室長 簡単ですけども、1枚にまとめたものがございます。

五味原委員長 ぜひそれは委員の皆さんに。私も1分科会しか出ておりませんので、ぜひ読ませてください。

指導室長 ぜひ資料提供させていただきます。

五味原委員長 ほかにいかがでございますか。よろしゅうございますか。

澤委員 私は、既に日立へ行く用事があったて出られなかったのです。ですから、ぜひとも今、委員長が言われた資料があればいただきたい。

それからこれはいじめの防止ということから逆行するような発言になってしまうかもしれないのですけれども、先生方がいじめの問題に対して、子どもと親身に対面できるということのためには、自分もそういう経験をしたことがあったりして、本当にその子どもの気持ちがわかることが大切です。だから何かきれいごとばかり並べることが本当にいいのかどうかというのが、私は常に疑問に思っているのです。

だから、小学校とか幼稚園は、先生の言うことを子どもは素直に聞くから、表面だけはいかにもおさまったかのように見えてしまうのだけれども、そのツケが高校とか大人になってから出てくるような危険性も何かあるのではないか。今の世の中の流れからすると、全くとんでもないことを言っているというように言われるような発言なのですけれども。

だから大事に至らない範囲では大きな目で見ることが必要であって、何か余り細かなことまで言うことが本当に将来たくましいとか、思いやりのある子どもを育てることになるのかなと思っています。

それで、結局こういう世の中になってくると、先生方も事なかれ主義になるので、そういうことを言うとまた問題ですけども、なるべくもめごとはない方がいいというような話にどうしてもなっていくわけです。それが本当にいいのかどうかというのは大きな課題なので、ここですぐ答えが出るわけではありませんけれども、個人的にはそういう印象を持っています。

自分がけがして、転んで痛みがわからなければ、あるいは変な話ですけども、自分の身内に不幸なことが、そういう悲しさというのは、人間は神様ではないから、自分が経験しなくてはわからないわけですよ。だから、そのところのバランスが教育の現場でどういうふうにもうまくとれるかということが大事なことで、そんなことを言ったらますますまずいけれども、あまり世の中の流れに迎合するようなことを本当にやっていいのかどうか。これは私の私見ですから、聞いていただければいいというだけです。

指導室長 ちょうどこの子どもの中から、けんかもする、悪いことも言い合える、そういうことも大事なのだと言った子どもさんがいました。私はそのとおりだとそのときは思いました。このふれあいトークの中にそういう子どもがいたことを、私はうれしく思ったわけです。いろいろ事なかれ主義みたいな形になっていますが、けんかをしながら子どもは成長するのだと言ってはいるのですが、いざこういうことが起こると、保護者の皆さんからのなかなかその辺の同意が得られないというようなことがあります。

澤委員 そうですよ。そういう発言は、今、一見タブーみたいになってしまっているのですけ

れども、本当にいいのかと。私なんかも小学校に入ったときにいじめっ子にいじめられていたんです。あるとき高橋公園に連れ込まれて、それで「おまえ生意気だ」とか言われたこともあったのですけれども、そういうことがあるからよくわかります。個人的にはそういうことはあってはならないと思うのですけれども、それが見かけだけを取り繕うような方向にいつてしまうと、極めて危険な教育になってしまうかと。今、教育再生と言っていますけれども、本当に教育再生になるのかどうか。全くこれは個人的な見解なので。

五味原委員長 私もこの会に出ているときに、私の分科会では、一人のお子さん、児童が、大人が騒ぐ、大人というのはだれですかというのに対して、メディアが、これが騒ぐから余計いけないのだというようなね。こんなこと言うのか。

澤委員 お子さんが。

五味原委員長 そうなのですよ、小学生がね。そういうこと言うのかと思ったのと、それから盛んに出てくる、悪い言葉を言わないようにするのだと。

そうしてみますと、私たちの年代、学校の先生、教諭の年代、10年ずつぐらいで、みんな少し違うのかと。非常に今のお子さんたちというのは、悪い言葉、いわゆる口での悪い言葉自体にそれだけ反応するのかという気がいたしました。

教育長 澤委員がおっしゃったことは私もとても大事なことだと思うのですね。私はいじめをしたりされたりした経験、あるいは友達とトラブルをした経験は、ことの大小はともかくとしても、だれもが経験していることなのではないかと思うのです。ですから、これからはいじめやトラブル、いじめはない方がいいといっても、トラブルはどこでも起こり得ると。だからそのトラブルをどのように上手に解決していくのか、そこに人間としての知恵が働き、そしてそれが自分の経験となって、そして他者に対する思いやりも育成されるのだらうと思うのです。だからそこに上手に入り込んで引き出していけるような教育としなくてはいけないと思う。つまりだめだ、だめだと押しつけても、これは本当におさまるわけではなくて。

そういうことはどういうことかという、そういう研修を教員にしなくてはならない。例えばロールプレイという手法があります。それはいじめられた側、あるいはいじめる側になって、どのような気持ちを味わうのだというようなところから、では、どういう指導をしていったらいいのかということを体験的に学習していく。理屈ではなくて、体験を通したそういう研修もこれからの教員研修には重要な視点だと思います。

それから、子どもにとっても大人にとっても、この取り組みは一過性で終わらせてはいけない問題なわけです。例えばいじめ撲滅月間ではないですけれども、いじめについて考える月間の取り組みというのは、こういうのはもう毎年本当に定期的にやっていく、そういったことも検討していきたいと思います。

五味原委員長 どちらにしても、児童生徒が同じ目線でものを話して相談にのるということもやはり必要なのではないですか。

ほかにございますか。よろしゅうございますか。

参事、ほかに何かございますか。

参事（庶務課長事務取扱） いいえ、ございません。

五味原委員長 特別ございませんか。よろしゅうございますか。

### 第3 協議事項

#### 1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

##### （1）学校教育の環境整備について

五味原委員長 それでは、日程第3、協議事項に移らせていただきます。

1、港区における生涯学習の施策の方向づけについて、学校教育の環境整備について、教育政策担当課長、お願いします。

教育政策担当課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

五味原委員長 学務課長、いかがですか。

学務課長 資料ナンバー10で提出しておりました学校選択希望制の見直しについてということで、ちょっとご意見をいただきたいのがございます。よろしいですか。

資料ナンバー10という資料でございます。学校選択希望制の見直しについて（案）となっております。前回このテーマについてはご意見をいただいたところですが、私ども事務局の方で少し考えたこともございまして、それを今回案という形でお出しして、また皆様からのご意見をいただき、学校を含めた検討会の方にも反映させていきたいと考えておりますので、ご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず、学校選択制の見直しに当たりまして、基本的な考え方をどうするかという部分でございます。まず最初に1番として、通学区制度を原則とすし、学区の学校に就学することがまず基本であるというのが、まず最初に大前提にある考えではないかということで、一番最初に出しております。

けれども、子どもの個性に応じた学校選び、特色ある学校づくりや保護者の選択制に対する希望、意向する希望、こういったものを踏まえますと、学校選択制度というのは維持するのがよいのではないかということです。

学校選択制の内容としましては、現行制度がやはり現段階では一番適しているのではないかと考えました。小学校で言いますと、隣接区域選択制ということで、隣接する学区の学校からの選択。この視点としましては、児童の通学上の安全、地域と学校のかかわりを重視すると、選択の範囲をこれ以上広げるのはどうかという点で、隣接区域のままで良いのではないかと考えました。

中学校の場合は自由選択制ということです。中学校の場合は、公立学校への就学率の向上というのがまず大きな目標としてあるのだらうと思います。そういった観点から魅力ある中学校づくりを目指していくことを重視していく。また、通学上の子どもの負担とか安全という部分につきましては、生徒もある一定程度成長していますので、体力的な成長によって、そういったことについては、小学校ほど重視することはないのではないかということで、自由選択制ということで考えてみてはどうだろうかということでございます。

基本的な考え方は今までのとおりです。それでは、変更する点ということではどういうものがあ

るかということで、2でまとめてみました。基本的な考え方で通学区域制度が原則であると、要するに地域の学校に行ってくださいという形が基本的な考え方になります。また下に検討課題という部分で挙げているのですが、地域から子どもが離れていってしまうという、地域とか学校のつながりをどう考えるかというところも大きな課題としてありますので、現行の制度の枠組みは維持するのですが、運用の視点としましては、いかに学区域に子どもを戻していくかというか、学区域とのつながりを強い制度としていくかという視点で考えてみました。

まず、次の(1)でございますが、(1)として、抽選対象者の再選択をどうするかということでございます。これは現行は、一たん学校選択希望表という形で第1希望で出していただくのですが、その抽選の状況によってはもう入ることができない状況も出てくるわけです。そうした場合、現行では、お子さんの隣接する学区域の学校であれば、他の学校の選択を認めています。要は第2希望という形で認めています。それを、抽選を一度経た後は、学区域の学校に行きなさいとしてしまっただろうか。第2希望は認めないという形になります。そういうのはどうだろうか。

(2)としては、兄・姉の優先枠をどうしますかということです。今現在、お兄さん・お姉さんがいるということで、優先的に入学できるようになっています。これが兄弟のいないお子さんと比較したときに、優先的に入学できるようになっていることが、ほかのお子さんとの関係で本当に公平なのかというところがあります。どうしても兄弟と一緒に学校に通わせたいというのであれば、地域の学校であれば、確実に兄弟が行くことができるわけですから、地域の学校に行ってくださいというのいいのではないかと。兄と姉、兄弟が別々の学校になるということも含めて選択していただくということで考えられないだろうかと考えました。

また、この兄・姉の優先枠をどうするかということから派生する問題として、最後に指定校変更の基準というのがございまして、こちらの基準も一定程度見直しが必要になると思います。これもまた別の課題として登場してくるということになります。

(3)でございますが、途中転入者についてどうするか。2年生3年生で転校してくるといったケースですが、この転入者についても、学校の選択希望を可能とするか。現行では認めています。ただ他区では途中転入者の選択を認めない区もございます。その理由としてちょっと若干電話で取材したところ、途中転入者が入ってくること、そのお子さんにもよるかと思うのですが、いろいろなケースがございますので、学校の運営上、支障がある可能性も出てきます。また受け入れが希望どおりにならないこともあるということなので、指定校変更で対応していくという区がありました。

また、他の区では防災、地域での防災活動、地域活動でのまとまりという意味から、せっかく地域に転入してきた方が、他の地域の学校に行ってしまうのでは、地域とのかかわりが薄くなるという点を重視してだと思っております。地域活動のやりやすさというところから、学校選択制は認めていないという区もあります。そういった途中転入者についての扱いをどうするかということ。

(4)の通学上の安全確保の徹底でございます。これにつきましては、学区域外から来るお子さんにつきましては、やはり保護者の責任がまず第一義的にはあるのではないのでしょうかというのがあります。そうはいつても、学校もお預かりする以上責任がありますので、学校と地域で連携して、

主に通学路の点検については重点的にやっていくということが必要ではないかということです。

あと(5)としまして、これは直接選択制の話とは離れていくのですが、小規模校への支援のあり方をどうしていくのか。現行では活力ある学校づくり検討会というのを設けておまして、教育委員会が学校を指定して、各学校で、学校の取り組みとしてどんなことをするのかという形で活動、検討を行ってもらって、それに対して、教育委員会が支援していくという形をとっております。

この学校だけでやることに対して、一定の限界があるのも事実でございます。例えば、風評にすぐ左右されている状況が実際はあるようでございますので、もっと組織的な、教育委員会としてのPR活動みたいなものも、小規模校を取り立ててというのはなかなか難しいですが、ちょっと回数をふやしてあげるとか、区民に見えるかたちで、頻度を少しふやしてあげるといいのかということをご検討してみました。

これはまだ事務局段階にあるので、まだこれから練り上げていく段階ですが、皆様のご意見をいただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

五味原委員長 この件については、非常に大きな問題点もございますので、持ち帰って、次回の委員会でもいろいろと討議させていただくということで、検討いただく方が、いかがでございますか。特別この中でご質問あれば別としまして。

澤委員 質問というより、個人的には基本的な考え方は大賛成です。ただ常に我々が地域の行事に行くと、学校選択希望制が、地域と学校の一体感を損ねているというご意見は聞くので、その辺は考えなくてはいけない点かというようには確かに思います。

五味原委員長 伺いたいのですけれども、昨年度ので結構ですが、指定校変更というのは、何件ぐらい出てくるのですか。

学務課長 済みません。今、数字がありません。申しわけないです。

五味原委員長 ではまた後ほど。

小島委員 プラス指定校変更の理由の具体的な内容も併せて教えてもらえると。

五味原委員長 次回で。この辺は論議する中で大切な部分になるのではないかと思います。

小島委員 みんな指定校変更で対応したら良いのではないかとというのが幾つかあるものですから、指定校変更として、どんな事由で指定校変更しているのか、分類してもらおうとわかりやすい。

それから小中学校の適正規模についての見直しをする必要がないかということは、平成何年度ぐらいの適正規模審で言っている人数を見直すということでもよろしいのですか。

学務課長 そうですね。平成元年に一度やっていますので、その時点から状況も変わっていますので、本当ならばきちんと審議会を開いてという形なんですけれども、その辺の変化についてどう考えるか、必要性についてどう考えるか。

小島委員 従前から適正規模数をもっと減らせという議論は何回も出ているので結構な話だと。

五味原委員長 その件に関しては一ついただきたいのは、あれは平成10年に出ているのが一番最新版のものだと思うんですが。たしか最新版のは10年でしたよね。違いましたか。

教育長 あれは適正配置。

五味原委員長 適正配置か。

小島委員 適正規模では。

五味原委員長 配置の中に規模も一緒に入っていたと思うのです。

教育長 中学校の。

五味原委員長 学務課長。いただきたいのは、平成10年ごろの児童・生徒の人口と、それから現在とどのぐらいの人口が違ってきているのか。当時は非常に減っているときだったと思うのです。ほとんど底に近い状況だったと思いますので、その辺をぜひできましたならば、資料として準備いただければいいのではないかと思います。

ほかに何かございますか。それでは、よろしゅうございますか。この件につきましては、今のよ  
うな資料をいただきながら、また皆さん検討いただきまして、次回意見交換をしていただきたいと  
思います。

それでは、この件につきましては継続協議ということによろしゅうございますね。それでは継続  
協議とさせていただきます。

## (2) 社会教育の施策について

五味原委員長 続きまして、社会教育の施策について、生涯学習担当課長、お願いします。

生涯学習推進課長 本日のところは、継続協議でお願いします。

五味原委員長 それではこの件につきましては、継続協議とさせていただきます。

ほかに何かございますか。

## 第4 審議事項

### 1 議案第30号 港区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

五味原委員長 議案第30号 港区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規  
則について、参事、お願いします。

参事(庶務課長事務取扱) それでは議案資料ナンバー2番とご覧ください。

港区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部改正の規則でございます。改正の趣旨でござ  
いますけれども、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、先の第4回定  
例会にて、可決成立させていただきました。

この条例改正によりまして、地域手当の月額が給料管理職手当及び扶養手当の月額の合計額  
の100分の18の範囲内ということに改正されまして、経過措置として、当面は100分の13の  
範囲内と条例上、規程されております。この条例改正を受けまして、この地域手当に関する規則で、  
支給率を100分の13に改正するものでございます。いわば、条例では上限の範囲を決めており  
ましたが、さらにこの規則で支給率を100分の13とするという規定に改正するものでございま  
す。施行日は平成19年1月1日になります。

よろしくお願いたします。

五味原委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますか。

小島委員 前回、条例の改正のときの説明を受けていますので、これはこれで結構だと思います。



五味原委員長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第30号について、原案どおり、可決することでご異議ありませんか。

(異議なし)

五味原委員長 よろしゅうございますか。それでは議案第30号につきましては、原案どおり、可決させていただきます。

## 2 議案第31号 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

五味原委員長 続きまして、議案第31号 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について、指導室長、お願いします。

指導室長 ただいま議題となりました港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本案は、幼稚園教育職員の初任給の設定方式と、昇格時、対応号給表を改正に関するものでございます。現行の初任給に関する規則の初任給決定方式では、年度の途中で採用された者が、採用年度に経験年数を有する場合、同じ経験年数を有しているにもかかわらず、4月1日採用者よりも不利益に決定されてしまうという結果が生じる場合があることを是正するために改正するものでございます。

昇給時、対応号給表については、人事院勧告に基づく給料表の改正に伴い、昇給時の対応号給を改正するものです。施行は平成19年1月1日からとなります。

なお、この表につきましては、特別区の全幼稚園の教育職員が対応該当するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

五味原委員長 ただいまの説明に対しまして、ご質問のある方はどうぞ。

小島委員 この内容は実態に合わせて、よりきめ細かく規程したものですよね。

指導室長 そのとおりです。

五味原委員長 ほかにございませんか。

それでは採決に入ります。議案第31号について、原案どおり、可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

五味原委員長 議案第31号につきましては、原案どおり、可決することにいたします。

## 3 議案第32号 港区幼稚園教育職員勤務評定規程の一部を改正する規程

五味原委員長 続きまして、議案第32号 港区幼稚園教育職員勤務評定規程の一部を改正する規程について、指導室長、お願いします。

指導室長 ただいま議題となりました、港区幼稚園教育職員勤務評定規程の一部を改正する規程についてご説明いたします。

本案は、幼稚園教育職員の定期評定の対象となる期間を変更するものでございます。港区幼稚園

教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則第8条の2により、勤務成績判定期間が昇給日の前年の1月1日から12月31日までとなったことに伴い、港区幼稚園教育職員勤務評定期程における評定期間を同様の期間に改正するものです。これまでは4月1日から3月31日となっていたものを、この規程に合わせ、1月1日から12月31日までと改正するというごでございませう。施行は平成19年1月1日からとなります。

よろしくご審議の上、ご決定くださるよう、お願いいたします。

五味原委員長 ご質問ある方、どうぞ。

小島委員 これは先ほどの改定に伴って、1月から12月にするとうご説明なのですが、何か良くわからない。4月1日から3月31日が学校の年度ですよね。その年度で評価するとうのがごく自然なのですが、支給、資格等が改正されたから評価を1月から12月にするとうのはなんかピンとこない。年度の評価ではなくなってしまうのですよね。それでよろしいのですか。

五味原委員長 議事録と同じですよ。

指導室長 これが平成18年4月に、先ほどの規則の8条の2とうのが変わったことに伴ってこううふうになるとうことですが、恐らく年度となるので、引き継ぎのうなことはきめ細かくするとう運用上の課題は出てくるかと思ひます。

小島委員 4月1日から3月31日は学校年度ですよね。その学校年度の評価とうのだとわかるのですけれども、学校年度ではなくて、前の1月から3月と今年の12月の評価で、何かちよつと合わないうな気がする。実質的にそれはいいのですか。

指導室長 おっしゃるとおりですけれども、こうう昇給・昇格に反映させるためには、そのうなシステムを用いることが必要かと思ひます。恐らく他の区の職員や、それから東京都の職員につきましてもこううやり方で、現在実施している状況もございませうので、それにつきましても、きちんとした資料を残し、引き継いでいくとう形で実施できると思ひております。

五味原委員長 これは23区、特別教育委員会に準じてきているわけですね。

教育長 県費教職員の方の方法はとうなのですか。

指導室長 申しわけございませう。ちよつとまだ確認できておりませう。

教育長 まだですね、県費の方まで。小中の教員の方まで。

五味原委員長 幼稚園については、特別区人事教育委員会、その辺との兼ね合ひですね。

小島委員 特に反対とうことではなくて、若干はてなとう気がしたものですから質問しました。

五味原委員長 ほかに何かご質問ございませうか。よろしゅうございませうか。

では採決に入らせていただきます。

議案第32号について、原案どおり、可決するとうことで異議ございませうか。

(異議なし)

五味原委員長 議案第32号については、原案どおり、可決とういたします。

#### 4 議案第33号 学校職員服務取扱規程の一部を改正する規程

5 議案第34号 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程

五味原委員長 続きまして、議案第33号 学校職員服務取扱規程の一部を改正する規程及び議案第34号 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について、一括して説明を受けたいと思います、指導室長、よろしくどうぞ。

指導室長 ただいま議題となりました学校職員服務取扱規程の一部を改正する規程及び学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。

本案は、幼稚園教育職員の出退勤の管理に平成19年1月1日からタイムレコーダーが導入されることに伴い、規程を整備するものであります。タイムレコーダーの導入により、該当職員の職員証には、ICチップ入りのものになり、また出勤簿がなくなることから、職員証の様式を新規に追加したほか、出勤記録の整理等の規程を新設いたしました。施行は、平成19年1月1日からとなります。これは区の職員と連動した体制となるということでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

五味原委員長 ご質問のある方どうぞ。よろしゅうございますか。

教育長 小中の方の見通しはどうですか。

指導室長 小中学校の教員につきましては、現在人事庶務システムというものがまだ導入されていないため、今回のタイムレコーダーの導入の対象とはなっておりません。小中学校教員タイムレコーダーを導入するには、今後人事庶務システムを新たに導入するということがありまして、これについては、今後人事権の委譲とかそういうところにかかわってくるとすると、このシステムを行うと、大きな改正があったときにまたやり直しをしなければならないというような状況もございしますので、この中身については、今、指導室内でどうしたものかと検討しております。

教育長 検討中ということですか。

小島委員 人事庶務システムとは、簡単に言ってどういうことなのですか。

参事(庶務課長事務取扱) 時間外手当あるいは旅費の支給、それから出勤簿の管理、これを庁内LANのシステム上でやっているのですね。ですから例えば旅費でどこどこ行ったということも、今までは紙に書いて請求してございましたけれども、このシステムの画面の中に入れるという形です。

このタイムレコーダーも出勤簿ということで、タイムレコーダーに、これがICチップを入れた職員証なのですけれども、これを器械のところにかざして、それで出勤した時に、今までは印鑑を押していましたけれども、システム上で出退勤の管理をするという形になります。

五味原委員長 ほかにございますか。よろしゅうございますか。

それでは議案第33号につきまして、原案どおり、可決することによろしゅうございますか。

(異議なし)

五味原委員長 それでは議案第33号につきましては、原案どおり、可決することといたします。

続きまして、議案第34号について、原案どおり、可決することによって異議ございませんか。

(異議なし)

五味原委員長 議案第34号につきましても、原案どおり、可決させていただきます。

- 6 議案第35号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則
- 7 議案第36号 港区立スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則
- 8 議案第37号 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則

五味原委員長 続きまして、議案第35号並びに議案36号、議案第37号につきまして、一括して説明を受けた後、審議に入りたいと思います。生涯学習推進課長、お願いします。

生涯学習推進課長 ただいま議題にのぼりました審議事項6番から8番、第35号から第37号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

まず、今回港区立芝公園多目的運動場、プールにつきましては、来年7月オープンを予定しておりますが、それに併せて、個人利用について規程を整理するものでございます。

前回、フットサルの規程だけにとどめておりました。それでスポーツセンターの個人利用の減免規程の改正等、懸案となっており、併せて港区立学校屋内プール、こちらを一括して実施したいという理由から、今回の提案となっております。

それでは、お手元の議案資料番号の6番の1枚をめくっていただきたいと思います。

港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則(案)でございます。

同規則の一部を次のように改正するというので、第3条の見出しを「(使用の手続き等)」に改め、2項でプール利用者の利用券の交付を定めてございます。

後ろのページになりますが、別記第1号様式の2と別記第1号様式の3、こちらを追加するものでございます。

続いて3項は、こちらは1号から3号がございしますが、芝公園多目的運動場プールを個人で利用する場合、次の該当者は免除するという規程でございます。区内に住所を有する65歳以上の高齢者で、年齢を証明する書類、例えば車の免許証、健康保険証だとか、老人医療証等でございますけれども、これを提示して、それから心身障害者も含めてですが、それから教育委員会が特に免除を認めるということでございます。

次の4項では、プール使用料の還付について規程してございます。1号では1時間未満は10割、2号で1時間以上経過の場合は5割というような規程になってございます。

以上の規程は、旧芝プールの規程によっておりますが、区内に住所を有するという文言が前回と違って入ってございます。今回は区内在住の方は免除になりますが、区外の方は在勤者も有料となるということでございます。施行日は平成19年4月1日ということで予定してございます。

それから、お手元の議案資料番号8番をご覧いただきたいと思います。こちら2枚目をおめくりいただきたいと思います。新旧対照表がございします。改正案では条文の方でございしますが、区内に住所を有する65歳という文言になってございます。現在スポーツセンターでは、65歳以上の在住・在勤・区外者の個人使用料が免除になっております。平成14年度からプール等が完成しまして、スポーツセンターにおける区外の高齢者の利用がふえております。区内在住の利用者からは多くの苦情・要望が寄せられています。そのためスポーツセンター等の使用料負担の適正を確保するという理由、趣旨で、スポーツセンター等個人使用の免除規程規則を改正するというのでございます。施行日は平成19年4月1日からということでございます。

これによりまして、4月からは65歳以上の区内に住所のある方は免除となりますが、在勤者については400円、全くの区外者ということであれば700円になるということでございます。

こちら高齢者等の利用増ということで、スポーツセンターに限って申し上げますと、平成15年と平成18年9月と対比しますと、平成15年当時は高齢者等14.8%でしたが、平成18年の段階では20.5%、5.7%、かなり上昇している。それから同施設の高齢者の新規登録者についても5割近くまでが区外の登録者になっているということもでございます。

それから23区スポーツ施設について、高齢者の料金取り扱いについて調べましたところ、10区が在勤者の区外については有料という扱いにしています。区外者の減免をしているところは1区、板橋区でしたか、こちらのみという状況でございました。

それから最後の資料番号9番でございます。こちら学校屋内プールでございますが、プール等個人利用のスポーツ施設について、同じ考え方をするというので、同様な改正を行ってございます。

以上ご審議いただき、ご決定をくださいますよう、よろしくお願いたします。

五味原委員長 ただいまの議案第35号、第36号、第37号につきまして、ご質問等ございましたらどうぞ。

小島委員 やむを得ないのですよね。

五味原委員長 それでは個々の議案、個々につきまして、採決させていただきます。

議案第35号、港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について、承認ということによるしゅうございますか。

(異議なし)

五味原委員長 それでは採決されました。

続きまして、議案第36号、港区立スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則については、いかがでございますか。

(異議なし)

五味原委員長 原案どおり、可決いたします。

続きまして、議案第37号、港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則については、いかがでございますか。

(異議なし)

五味原委員長 原案どおり、可決することといたします。

以上をもちまして終わりますが、ほかに何かございますか。

「閉会」

五味原委員長 なければ、以上をもちまして閉会といたします。

平成18年、本日が最後の委員会でございます。来年平成19年は、1月9日10時より、当委員会室で願いたします。

なお、1月4日並びに1月10日には年明けての行事がございますので、ぜひよろしく願いたします。よろしく願いたします。

この1年、本当にいろいろありがとうございました。よいお年を。

(午後5時14分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 五味原 康

港区教育委員会委員 高橋 良祐